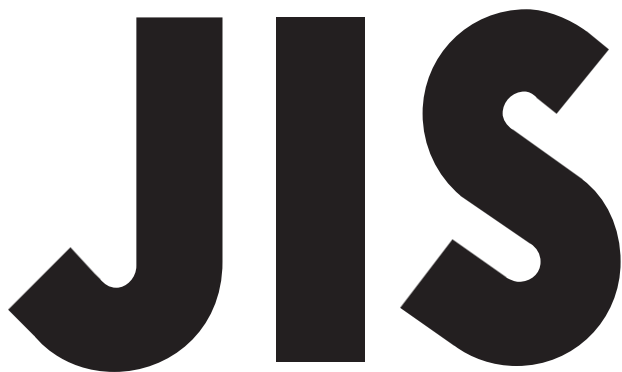




光ファイバケーブルー第 3-20 部：
屋外ケーブルー自己支持形架空用
光ファイバケーブル品種別通則

JIS C 6870-3-20：2024

(JSA)

令和 6 年 2 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 田 誠	大阪公立大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.1.20 改正：令和 6.2.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般財団法人光産業技術振興協会

(〒112-0014 東京都文京区関口 1-20-10 住友江戸川橋駅前ビル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 記号及び略語	2
5 一般要求事項	2
5.1 光ファイバ	2
5.2 ケーブルの構成部材	2
5.3 光ファイバケーブル構造	3
6 要求事項及び試験条件の詳細	3
6.1 一般	3
6.2 引張特性	3
6.3 圧壊	3
6.4 衝撃	4
6.5 繰返し曲げ	4
6.6 ねじり	4
6.7 曲げ	5
6.8 張力下での曲げ	5
6.9 温度サイクル	6
6.10 浸水	6
6.11 エージング	6
6.12 布設条件	7
附属書 A（規定）無記入の個別規格及び最低要求事項	8
附属書 B（参考）ケーブル構造及び布設の例	11
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 6870-3-20:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

光ファイバケーブル—第 3-20 部：屋外ケーブル— 自己支持形架空用光ファイバケーブル品種別通則

Optical fiber cables—Part 3-20: Outdoor cables—Family specification for
self-supporting aerial telecommunication cables

序文

この規格は、2016 年に第 3 版として発行された **IEC 60794-3-20** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、自己支持形架空用光ファイバケーブル（以下、ケーブルという。）について規定する。この規格で対象とするケーブルは、この規格で規定する要求事項のほか、**JIS C 6870-3** に規定する要求事項も適用する。

この規格における自己支持形架空用光ファイバケーブルとは、別の支持線又は導体の補助なしに、電柱及び類似の装置につり下げるように設計された十分な強度がある部材をもつケーブル構造を意味する。漏電及び耐浸食性のために特別なシース材料を必要とする電力線に設置される ADSS ケーブル、及び高電圧適用を目的とした工事は、この規格の対象外となる。

注記 1 **IEC TR 62839-1** では、必要に応じて環境宣言を構築する規則を定めている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60794-3-20:2016, Optical fibre cables—Part 3-20: Outdoor cables—Family specification for self-supporting aerial telecommunication cables (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3660-203 電気・光ファイバケーブル—非金属材料の試験方法—第 203 部：一般試験—仕上寸法の測定

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60811-203**, Electric and optical fibre cables—Test methods